平成２９年（フ）第２０８３号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47　グローリアス和合西101号
破産者　株式会社エムテックエンタープライズ
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８６号
神戸市東灘区岡本１丁目９番29号
破産者　株式会社アペックスサポート
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１号
宮崎県都城市下長飯町574番地７
破産者　株式会社日本セーフティーサービス
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第２５０号
岐阜市茜部中島２丁目19番地１
破産者　株式会社ウェルテック
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５２号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目50番１号アネックス高丘Ⅱ202号
破産者　有限会社レイグラフィック
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
岡山市北区今３丁目２番37号
破産者　有限会社プランドゥシステム
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１１７４号
埼玉県久喜市菖蒲町小林2158－６　望月和幸方、住民票上の住所埼玉県北本市石戸４丁目18番地
破産者　中山　裕介
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
岐阜市織田塚町１丁目９番地11（ロアシス大富　３Ｅ）、前住所岐阜市長住町８丁目12番地（ＳＵＭＩＫＡビル２－205）
破産者　髙木ますみ（旧姓松尾）
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１２号
岐阜市加納奥平町２丁目51番地
破産者　Ｃｌａｃｋこと　西村　光等
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２７号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋３丁目198番地　（ソレイユガーデン　101号室）
破産者　坂井　雅美
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４３号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川481番地
破産者　安藤　勇吉
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
大阪府堺市南区原山台１丁７番　12棟403号室、申立時の住所大阪府和泉市いぶき野３丁目５番11－804号
破産者　二井　啓文
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
大阪府岸和田市加守町３丁目13番３号
破産者　大川　和彦
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９６６号
広島市南区段原南１丁目25番22－105号
破産者　秋田　晴吉
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８号
長崎県佐世保市大野町243番地、住民票上の住所佐賀県唐津市東大島町15番24号
破産者　石井　　等
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
札幌市東区北23条東13丁目４番15号　長内ハイツ７号
破産者　藤川　敏哉
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原東町50番地120
破産者　髙橋　敏子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２号
群馬県沼田市高橋場町4916番地　金井団地Ｄ－４号
破産者　金本久美子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
埼玉県蓮田市蓮田４丁目170番地　Ｑｕｅｅｎ　Ｆｉｅｌｄ102号
破産者　清田　雅俊
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係